

令和3年12月 3日

愛知中央SR経営労務センター  
愛知中央SR建設安全協会  
社会保険労務士会員 各位

愛知中央SR建設安全協会  
理事長 小寺 佐智子

活動助成費支給規程の改正に伴う取扱いの変更について

標記については、令和2年度から愛知中央SR経営労務センター（以下「SRセンター」という。）との一体化により愛知中央SR建設安全協会（以下「協会」という。）の社会保険労務士会員はSRセンター社会保険労務士会員と同じとなりましたが、活動助成費については、SRセンターは従来から提出期限までに提出されないと減額されるペナルティーを設けておりますが、協会におきましては、これまで活動助成費の減額のペナルティーを設けていませんでした。

これら未提出・未納付状態の解消を図っていくため、提出期限までに提出・納付が確認できないものについては、SRセンターと同様に活動助成費を減額する改正を行い理事会において承認されました。

今年度の一人親方年度更新から下記のとおりを取扱いを行いますのでご留意願います。

記

期 限

一人親方更新書類提出期限：毎年2月末日（令和4年2月28日（月））

※ 当日必着分まで

一人親方保険料納付期限：毎年3月第2週末（令和4年3月11日（金））

これらの期間を過ぎたものについては、活動助成費を減額します。

なお、書類提出期限までに未提出であっても納付期限までに納付・書類提出されたものは除く。